慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	明治皇室典範の制定過程と柳原前光 : 帝室制度と元老院改革
Sub Title	The formulation process of Meiji imperial household law and Sakimitsu Yanagiwara : royal system and genrōin reform
Author	笠原, 英彦(Kasahara, Hidehiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2018
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.91, No.12 (2018. 12) ,p.29- 76
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20181228-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治皇室典範の制定過程と柳原前光

――帝室制度と元老院改革――

笠原英彦

一、はじめに
二、柳原前光の帝室制度構想
三、佐佐木高行ら保守派と元老院改革
四、「帝室典則」の修正と柳原の関与
五、伊藤博文の体制刷新と柳原の起用
六、高輪会議と柳原の元老院改革構想
七、おわりに

一、はじめに

明治一〇年代末に宮内省が作成した「帝室典則」は、井上毅が「皇室制規」を批判すべく提出した「謹具意見」を大幅に採り入れ、「皇室制規」が認めていた女帝、女系（「女統」）を否認し庶系の皇族を優遇した。そこで注目されるのは、こうした方針がその後一貫して尊重され、明治皇室典範に採用されたことである。すなわち、

このとき事実上「男系の男子」という皇位継承の基本原則が定まったことになろう。(1)

明治一八年に発足した内閣制度の下で初代の内閣総理大臣に就任した伊藤博文は、内大臣、三条実美の配下で起草された「帝室典則」に十分満足しなかった。三条は太政大臣から内大臣に転じると、殊のほか「帝室典則」の審議に熱心に取り組んだ。国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』に「帝室典則修正案」をはじめ多くの「帝室典則」をめぐる関係文書が含まれているのは、そうした事情を雄弁に物語っている。しかもそうした関係文書の大半が柳原前光の筆になることは、とりわけ注目に値しよう。(2)

明治一九年六月、伊藤総理は三条内大臣を通じて宮中顧問官による「帝室典則」の修正を求めた。三条は宮中顧問官だけでなく、広く側近らにも修正作業を依頼した。そうした「帝室典則」の修正過程において、ひときわ伊藤らの目を引いたのが柳原の手になる「帝室法則綱要」である。柳原の修正案は、宮中顧問官らによる修正案にみるべきものがなかったのとは対照的に、出色の出来栄えであったとされる。(3)

かくして伊藤は、本格的な皇室典範の起草に柳原の起用を決断した。翌二〇年三月、皇室典範の起草を話し合うため伊藤の高輪別邸で開かれた、いわゆる高輪会議には井上毅、伊東巳代治とともに柳原も主力メンバーとして参加した。それでは何故伊藤はこうした重要な会議に柳原を招き、起草作業への参画を認めたのであろうか。伊藤が「帝室法則綱要」という一篇の修正案だけをもって、直ちに柳原の起用を決めたとは考えにくい。(4)

伊藤が柳原の帝室制度構築への熱意を感じ取ったのは早く、明治一五年に憲法調査のため渡欧した際、当時駐露公使であった柳原とオーストリアで会談したときに遡る。かの地で柳原は日本にある岩倉と緊密な連絡をとりつつ、鋭意、帝室制度の調査、研究を進めていた。それでは、どうして柳原は帝室制度の構築に熱心であったのであろうか。柳原の妹、愛子は明治天皇の側室となり、後に大正天皇となる嘉仁親王を儲けていた。かかる事情がまったく関係ないとまではいわないが、それだけではなかろう。(5)

柳原が帝室制度の構築に熱意をもって臨んだ背景には、柳原がかねてより佐佐木高行や尾崎三良らと取り組んできた元老院改革の問題があった。元老院は発足当初から土佐派など政府内非主流派の牙城と目され、立法機関として行政監視機能が期待されていた。しかし検視制度が設けられ、そうした機能は大幅に制約された。そのため、議官らを中心に保守派から元老院改革が声高に叫ばれるようになった。国会論などをめぐり政府主流派の中で主導権を握りたい伊藤は、保守派の一部を取り込むべく柳原らの年来の主張である元老院改革に理解を示し、秋波を送ったのではなかろうか。(6)

柳原が提出した多くの帝室法案が卓越していただけではなく、その起草作業に尾崎ら元老院議官が関与していることを伊藤は十分に承知していた。伊藤にしてみれば、皇室典範の起草に柳原を参画させるということは、その背後にある宮中勢力や元老院議官ら保守派の一部と提携することにほかならなかった。また、皇室典範の起草をめぐり伊藤と井上とが緊張関係にあったことも看過できない。だが、柔軟な伊藤はその後しだいに井上と妥協する道を択び、その優れた立法技術を掌中におさめることに成功する。かくして、伊藤を頂点とし、井上、柳原を両翼とする典範起草の陣容が整っていった。(7)

しかし、帝室制度の「安全」を期して元老院改革を進めようという柳原の構想はついに日の目を見なかった。伊藤、井上、柳原に伊東巳代治が加わり開催された高輪会議において、皇位継承や譲位などの重要案件に関する柳原の提案は悉く不採択となった。柳原はこうした案件に対する元老院の関与を迫ったが、いずれも伊藤により退けられた。皇室典範に譲位を規定するという柳原の提案は、井上の賛同こそ得られたが、伊藤の強い反対によりあえなく潰えたのである。(8)

本稿は、以上のような明治皇室典範の制定過程について、いま一度柳原前光を中心に検討を加え、駐露公使時代以来の柳原の帝室制度構想、佐佐木ら保守派との提携、伊藤の政治指導とのかかわりを明らかにし、もって帝

室制度と元老院改革の関係という観点から皇室典範の起草における柳原の役割を再評価しようとするものである。

二、柳原前光の帝室制度構想

柳原前光が多数の書簡を宛てた人物として、天皇親政運動の指導者、佐佐木高行の名をあげることができよう。佐佐木の日記である『保古飛呂比』には、思いのほか多く柳原書簡が認められる。(9) 柳原も佐佐木もともに保守派、ときに広義の宮中派に位置づけられる。二人は政治的スタンスも近いことから、比較的頻繁に意見を交換していたのも頷けよう。

駐露公使であった柳原は明治一二年四月一日、侍補職にあった佐佐木に対し「陳は、魯国は壇制の政体に候へ共、其の制度文為頗る可見もの有之、依之、花房義質へ依頼し、帝室の部抄訳為致、一冊謄写呈上候、将来本邦帝室諸規則御確定の際、御参考被下候」と記した書簡とともに、ロシアの帝室制度に関する調査書類を提供した。書面は同じく侍補の吉井友実にも宛てられている。(10)

柳原はなぜこのとき、ロシアの帝室制度の調査書類を佐佐木らに送付したのであろうか。それまでも、柳原は岩倉に対し同様の書類を送り、日本における帝室制度構築の必要性を盛んに強調していた。よって、佐佐木への書簡をその延長線上に位置づけて考えることもできなくはなかろう。岩倉とのやり取りについては後述する。

柳原はロシア赴任前の元老院議官時代、福羽美静、中島信行、細川潤次郎とともに国憲取調委員に任命され、帝室法制を含む「国憲按」の調査立案にあたっていた。上述のように、柳原が政府内の保守派や宮中勢力の一部に帝室制度について海外の情報を提供していたことは、同人がかねてより帝室法の立案を手掛けていたこととも無縁ではなかろう。(11)

「国憲按」第二次案起草まもない明治一一年七月末、柳原が佐佐木に送った書簡から、同草案を佐佐木に内閲させたことが知られる。[12] こうしたやり取りを仔細にみてゆくと、柳原は帝室法を起草し帝室制度を構築するために、率先して保守派の間でいわば触媒としての役割を果そうとしていたことがわかる。元老院議官から駐露公使へ転出した明治一〇年代前半において、柳原は一貫して独自の帝室制度構想を温めていたとみてよかろう。

柳原は、岩倉よりもはるかに熱心に「天皇親政」を実質化すべく天皇親政運動に挺身する佐佐木に帝室制度構築への関与を期待していたとみられる。やや後のことになるが、柳原は明治一五年八月二〇日付の佐佐木宛書簡において、憲法調査のため滞欧中の伊藤らと接したときの様子を次のように記している。[13]

今般墺京ニ於テ、伊藤及岩倉具定ニ面會候際、懇々示談、具定ニモ篤ト愚意相含ミ、總テ膳立致置候間、此上同人勉強候ヘハ、墺國ノ制度ハ判然タルヲ得ベシ、帝室ノ制タル、愚見ノ所在ハ、基礎制度ノ確タルハ魯ニ採リ、而シテ仁愛君民親睦ノ活機ヲ墺ニ採リ候事、緊要ト存候

柳原は諸外国の帝室制度を比較、検討した上で、日本の帝室制度を構想する場合には「基礎制度」はロシアに範を採り、「仁愛君民親睦ノ活機」はオーストリアの制度に学ぶことを佐佐木に提言していたことがわかる。かつて長井純市氏が指摘したように、柳原はまた、板垣退助や中島信行ら民権派が重視する帝室に対する民衆の支持を「天皇親政」の実現に不可欠な要素と考えていた。[14]

次章で述べるように、かかる柳原の帝室論は佐佐木の天皇親政論と基本的に一致していたため、柳原は佐佐木に頻繁に書簡を宛て連携を強めようとした。「仁愛君民親睦ノ活機」をオーストリアの帝室制度から吸収しようとしたのは、柳原のこうした広く柔軟な帝室論の反映とみられる。憲法調査のため渡欧した伊藤に対しても、柳

原は「帝室の仁恩徳義を以て、一種人民と親昵する」ことの重要性を説明し、一定の理解を得た。[15]

柳原は、帝室制度について岩倉とも緊密に連絡を取り合っていた。[16] かねてより岩倉は帝室経済をも視野に入れ、柳原に帝室歳俸など帝室財産の調査を求めていた。そのとき調査の対象とされたのもロシアとオーストリアである。書簡等から明らかなように、岩倉は殊のほか帝室経済制度を重視していた。[17]

立憲制導入の過程において、岩倉は伊藤らとは異なり「古制の良」を尊重する立場から、帝室制度は他の国家制度とは別に切り離して考える方針であった。欧州で実際に調査にあたった柳原も同様の立場であった。[18] ここが伊藤らと根本的に考え方を異にするところであろう。岩倉や柳原ら公家出身者は華族を中心とする帝室制度の構築をめざしていた。

岩倉の意向を迎えた柳原は同年四月一七日、魯都の日本公使館においてロシア帝領省次官、プールゴルドと会見した。このときのやり取りは、国立国会図書館憲政資料室所蔵『長崎省吾関係文書』の中に「魯國帝領制度問答略記」として残されている。国家と帝室を分離すべきか否かに留意しながら、以下重要な部分を抜粋したい。[19]

問　帝領ヲ定メシ起原及ヒ政府ニ属スル官有物トノ区別如何

答　往古ハ帝領官有物ノ別ナカリシガ、保羅帝陛下官有物ノ中ヨリ区別シテ帝領ヲ定メ、帝家ノ費ニ宛ル者トシ凡ソ其領地支配ノ為ニ帝領省ヲ置ケリ。然レトモ一省ヲ別立スル程ノ事件ナキヲ以テ後之ヲ廃シ、大蔵省ニ合併セシモ更ニ又一省ヲ立テ帝室省ノ大臣ニ兼シメ今仍テ此制ニ依レリ……（中略）……

問　帝領ノ管理方法ハ如何

答　魯國ノ法ニ於テ帝室ノ事件ハ他ヨリ容喙スル事ヲ許サス。仍テ帝領ノ管理ハ総テ帝領省ニ在リ局中課ヲ分テ且帝領地方ニ官吏アリテ監守ス

柳原の質問に対する帝領省次官の回答からは、「帝領」が国有地ではなく、その管理もすべて帝領省に帰属するなど、高い独立性が認められていた。その意味では、ロシアの帝領制度は柳原らの納得のゆく内容であったにちがいない。同文書にはもう一件、「魯國帝領省次官報告書」が含まれている。同報告書には「帝領ハ全ク帝室ニ属セサルノ私産」、すなわち「私家ノ財産ト等シク」と記されている。そのため、「帝領省ハ全ク特別ノ官庁ニシテ帝室省ト普通ノ関繋アルコトナク、唯一大臣ニ省ノ長官ヲ兼ヌルノミ。即チ帝室大臣兼帝領大臣ノ称アル所以ナリ」と説明されている。(20)

柳原はこうした帝室財産に関する調査を踏まえて、さらに帝室制度全体を把握することの重要性を岩倉に伝え、自らの構想を示した。川田敬一氏も着目した明治一五年一一月二七日付岩倉宛柳原書簡には、柳原の帝室制度構想がかなり体系的に提示されている。そこで柳原は「精神」として、帝室が議会や内閣に対して確固たる独立性を保持することを根本に据えた。同氏のいう「帝室不羈独立の大本」がそれである。(21)

明治一五年一〇月二一日付佐佐木宛柳原書簡には、「墺京ニテ伊藤一行ニ致面會候」とみえ、欧州で憲法調査中の伊藤の様子と自身の帰国予定が記されている。また同書簡には、「有栖川王ニ拝謁ノ節、帝室儀制調査局開設ノ儀及主張候所、至極尤ナリ、但シ、此事ハ廟堂ニモ心配ノ人有之候へ共、或ハ堂々タル一局開設ニ不及、二三官史ノ取調ニ放任ニテ足ルノ説有之、彼是遷延スト御話有之、（中略）帝室制度ヲ定ムル事緊要ナレバ、一局開設ハ當然」ともしたためられている。ここから政府内では、帝室制度の立案を比較的小規模な組織に委ねる議論もあったが、柳原は「堂々タル一局」の開設を強く主張したことが知られよう。(22)

柳原が佐佐木ら宮中勢力といかなる関係にあり、帝室制度をめぐりどのようなやり取りをしていたかを考察する前に、もう少し欧州における柳原の帝室制度調査と伊藤らとの接触の経緯を補足しておこう。それは後述するように、明治一九年の「帝室典則」、「帝室法則綱領」以降、伊藤が皇室法典の編纂に柳原を本格的に参加させた

背景を理解する上でも有益だからである。

欧州における柳原の動きをやや客観的にみるために、当時格好の位置にあったのが在墺国公使館外務書記生、渡邊廉吉である。洋行熱の盛んなこの時代、渡邊もドイツ語に堪能で欧州行きを夢見つつ外国語学校で教鞭をとっていた。渡邊は明治一三年三月、一念発起して外務省入りを果たした。外務省はこの年、外交力を強化するため欧米各国への公使派遣を決め、ロシアに柳原前光、イタリアへ鍋島直大、そしてオーストリアに井田譲を赴任させた。このとき渡邊は井田の随行員として墺国公使館に派遣されたのである。明治一三年七月に墺国に着任した渡邊は井田公使の下で執務のかたわら、大学で各国の法律や経済等を学び、幸いにして国家学の泰斗、ローレンツ・フォン・シュタイン教授の指導を受けた。そして明治一五年に渡欧した伊藤を現地で接遇し、伊藤とシュタイン教授の通訳だけでなく、憲法、皇室典範の内容に及んで重要な橋渡し役を果たしたとされる。(23)

『渡邊廉吉傳』にみえる伊藤との欧州におけるかかわりは次の通りである。(24)

かくして明治十五年三月、参議伊藤博文公を欧州に遣はし、憲法及び皇室典範の制度を、視察研究せしむるの勅旨が下されたのである。伊藤参議はこの大命を拝して、欧州諸国を歴訪し、諸国の政治組織を視察研究しつつあったが、明治十五年八月、墺国に入り、暫らく此の国の憲法及び諸制度を研究する事となった。当時公は維他納日本公使館内に止宿したので、先生は誠実に何かと公の為に要用を務めた。これ先生が伊藤公と会したるの最初である。更に公がスタイン教授の下に於て、欧州憲法の根本原理、其歴史及び実績を討究するに当って、先生は公と教授との間に立って通訳し、且説明の労を取り、公の為に斡旋大いに努むるところあった。

さらに注目すべきは、渡邊が欧州における帝室制度調査に深くかかわった岩倉具定や柳原らと密接な関係を有していたことである。同伝記によれば、「当時伊藤公の随員中に、岩倉具定公が加はっていた。公の任務は墺国

の皇室制度を取調べるに在ったので、先生は公の為めに、その材料を取揃へて其仕事を助けた」とされる。また、「抑々伊藤公は墺国に入り来る前に、かねて柳原前光伯より、先生の信任す可き所以を聞き及んでいた」ともみえ、柳原は渡邊とも連携しながら、伊藤や岩倉具定と意思疎通を図っていたことがわかる。[25] 渡邊の熱意もさることながら、柳原がオーストリアの帝室制度を重視していたことがここでも再確認されよう。

三、佐佐木高行ら保守派と元老院改革

それでは、柳原が期待を寄せた佐佐木はこのときいかなる立場にあったのだろうか。それを知るには、佐佐木が侍補に登用された政治的背景を確認することが必要であろう。佐佐木がその後天皇親政運動の拠点となる侍補職に就任したのは、明治一一年三月五日のことであった。大隈重信に提出された「偵察覚書」によれば、佐佐木起用の背景には二つの政治勢力が介在し、政権中枢への働きかけを強めていたことがわかる。[26]

その一つは、大久保内務卿に近い吉井友実ら侍補グループであり、彼らは宮中において信頼が厚く情報通の佐佐木を補充し侍補の力の強化をねらっていた。いま一つは、河野敏鎌ら元老院幹事や元老院議官らで、同郷で土佐出身の佐佐木の侍補登用を要路に働きかけていた。元老院議官らは、佐佐木の宮中入りにより、侍補職を専制的な薩長藩閥政権に対する批判勢力の拠点にしようと企図していたとみられる。[27]

このように、佐佐木の侍補登用の背景には、まさに宮中勢力と元老院議官ら保守派の政治的意図が働いていた。柳原は帝室制度の確立と元老院の改革を推進するため、佐佐木との提携を模索していたとみられる。前章で述べたように、柳原は帝室制度構築のため憲法調査で渡欧中の伊藤と頻繁に接触し、面談において「元老院改革」や「帝室制度」を取り上げ改革推進の方向で意見の一致をみたとされる。[28] また後述するように、柳原の理解では帝

室制度の確立と元老院の改革は密接に関連していた。柳原は帝室制度の構築と元老院の改革を大きな政治目標に据えており、同じ目標を掲げ宮中と元老院に影響力を有する佐佐木の政治的力量に期待していたと考えられる。(29)

しかし侍補の補充人事が動き出したとき、当時元老院議官であった佐佐木は郷里に帰還していた。明治一〇年六月、土佐に入った佐佐木は、帰郷の理由を次のように日記に記している。「本縣ノ光景不穏、世上ヨリ嫌疑甚シク有之候ヨリ入縣セリ（中略）今般西南賊ハ何派党ニ不拘、速ニ平定希望スベキ筈ナルニ、却ツテ西賊ノ声援ヲナスノ嫌ヒ有ルナリ」と事態への懸念を表明していた。(30)

佐佐木はまさに政情不安を身に染みて感じとり、かかる深刻な事態を打開し民心を収攬するためには、天皇の統合力による社会秩序の回復が不可欠と考えるに至った。佐佐木は郷里土佐における体験を通じて、天皇だけがもつ伝統に裏打ちされた権威による社会の安定化の必要性を痛感し、天皇親政運動に邁進することになる。(31) こうした天皇の統合力や権威による民情安定に期待する佐佐木の天皇親政論は、帝室への民衆の支持を天皇親政に必須な条件とみる柳原の帝室論と見事に一致していた。

政府首脳も当初は佐佐木の侍補への起用に積極的であった。明治一〇年一二月、伊藤に宛てた岩倉の書簡には、「佐佐木侍補云々条公之承合候事」とか、「具視言上件、佐佐木侍補の事来春被仰付の事」といったくだりが見受けられる。佐佐木の侍補への登用については、岩倉が中心となって調整に動き、伊藤がこれに協力したとみて大過なかろう。(32)

政府主流派も、明治零年代には君徳培養の必要性を認めていた。元田によれば、そもそも「侍補」という職名は伊藤によって案出されたとされる。明治六年の征韓論政変後に成立した大久保政権下において、伊藤は工部卿として大蔵卿の大隈重信とともに政権の一翼を担っていたとはいえ、あくまで政府の首班であった大久保内務卿の配下で病身の木戸孝允との間のパイプ役を果たしていたにすぎない。(33)

大久保政権が君徳輔導の強化や親裁体制の構築に取り組んだのは、未だ天皇の権威が確立していなかったからにほかならない。明治六年一〇月、征韓論政変の結果、西郷、板垣ら征韓派の参議らが下野すると、政府は大きく分裂した。西郷が帰郷の途につくと、薩摩出身者の多い近衛兵も陸続とこれに従った。しかも、「薩兵の瓦解は頗る兇暴」であったとされる。(34)

近衛兵らの多くは、こぞって天皇の制止を振り切り郷里、鹿児島をめざした。天皇の面目は丸潰れ、権威は大きく失墜したことはいうまでもない。天皇は篠原国幹近衛局長官以下佐官クラスの将校を小御所代に召したが、病気を理由に不参の者が多数を占めた。召集に応じた面々に対し、天皇は憂慮の念を漏らしたとされる。天皇自身は西郷やこれに従った近衛兵に対し恨むどころか、実に寛容な姿勢で臨んだ。(35)

若き天皇には未だ政治的判断を下す能力に欠け、政治の現場は依然として天皇親政というには程遠かった。君徳培養もなお十分とはいえず、天皇も政治への関心は薄く、政治向きのことにも疎かったといわねばならない。こうした面に早くから配慮していたのが、侍講の元田永孚である。元田は明治五年頃より、しきりに「君徳輔導ノ要ヲ説キ又一書ヲ上リテ大臣ノ輔導ヲ尽言」した。新設された侍補職には、天皇親裁体制の強化と青年天皇に君徳輔導を通じて帝王学を施すことが期待されていた。(36)

元田は「還暦之記」に、「侍補皆一同力ヲ掲シテ猶一層裨補スル所アランコトヲ慮ル。余最佐佐木吉井土方高崎ト親ミ篤ク常ニ心ヲ開テ輔導ノ方ヲ談ス。是ニ於テ共ニ語テ曰、自今更ニ聖徳ノ層進ヲ望ミ奉ルニハ其人ヲ得ルニ在り」と記していた。(37) 佐佐木を中心に侍補らは政府の首班である大久保内務卿を宮内卿に迎え、大久保の強力な政治指導により天皇親政を推進しようと運動を展開した。

これに対し、政府側でこれに協力したのは意外なことに伊藤であった。佐佐木の日記には、「吉井、高崎、高行三人ニテ伊藤宅へ至り、見込申立候処、伊藤モ至極同意ニ付、好都合ト存ジ、三人相悦ビ引取申候」とみえる。(38)

この構想の実現に奔走した高崎は、大久保と同郷で洋行にも随行し、侍補グループの中では最も大久保と親しかった。そこで大久保擁立工作には、佐佐木と高崎とが携わることになったのである。

佐佐木はかねてより、「徳大寺宮内卿・杉大輔モ御培養ニハ是レト申ス事モナシ、尤モ徳大寺其意ハアレ共、微力ニシテ万事両大臣ノ指図ニ随ヒ、且又、聖上ノ御気色ヲ恐ル事甚シク、杉ニハ御培養上ニ頓着ナク（中略）又侍従長東久世ニモ心配ハスレ共気力乏敷く、少シモ君徳ノ御輔佐ハ出来ズ」と憂慮の念を抱いていた。[39] 佐佐木が大久保を宮内卿に擁立しようと構想した背景には、宮中の人事体制に対する抜きがたい不満が鬱積していたためとされる。

佐佐木が中心となって進めた侍補らによる同構想も、大久保の遭難、紀尾井坂の変により頓挫の憂き目をみることになった。事件の実行犯である島田一郎らは周到な計画を練って犯行に及んだ。明治天皇は、元田による『論語』のご進講中にこの凶報に接した。「皇上容ヲ動シテ驚嘆シ玉フ」と元田の手記には記されている。[40]

しかし、果して大久保の死は侍補らに恰好の政治空白と運動の名目を提供することになった。大久保を暗殺した島田らの斬姦状には、「凡ソ政令法度、上天皇陛下ノ聖旨ニ出ヅルニ非ズ、下衆庶人民ノ公議ニ由ルニ非ズ、独リ要路官吏数人の臆断専決スル所ニ在リ」とあって、大久保政権の矛盾と限界が鋭く糾弾されていた。[41]

こうした有司専制に対する批判には、民権派はもちろんのこと、侍補ら体制内の保守派も共感したにちがいない。新政府が掲げた維新の二大理念である「天皇親政」と「公議政治」を政府自らが形骸化しているとの批判は、見事なまでに的を射ていたといえよう。天皇の意向を無視し、政権中枢を占める少数の大臣や参議ら「要路官吏数人」が政府の重要な案件を「臆断専決」していたとすれば、もはやそれは「天皇親政」の名に値しない。佐佐木が日記に記したように、「最早今日真ニ御親政ノ御実事無之」事態に立ち至り、侍補らはこぞって天皇への直訴に立ち上がった。[42]

紀尾井坂の変の衝撃は佐佐木ら侍補の危機感を一気に増幅させ、大胆な政治行動へと駆り立てたのである。本来儒学者である元田も、「先ヅ両大臣ニ告ケ而後、言上スルヲ順序トスト然トモ時変ニ処シテハ常例ニ依ラスト」と「還暦之記」に記したほどである。[43]

佐佐木は参内して天皇の御前にまかり出ると、ついに天皇の政治的消極性を責め「痛論」に及んだ。佐佐木は龍顔を拝しつつも、「今日より屹度御奮発あり、真に御親政の御実行を挙げさせ、内外の事情にも十分御通じなくては、維新の御大業も、恐れながら水泡画餅に帰すべし」と何らはばかることなく言上した。侍補らがこれに続き思いのたけを吐露すると、天皇ははらはらと涙を流し、「是より屹度注意いたすべし」と応じたのである。[44] 天皇が侍補らの忠告を嘉納し、これまでになく前向きの姿勢を示したことに力を得た侍補グループは同年五月一八日、「大臣方是レ迄御輔導ノ不行届ナルヲ督責」するに及んだ。[45]

このように、天皇の政治的覚醒に成功した侍補グループは、事実上伊藤を首班とする政府に侍補の権限拡大など天皇親政体制の強化を繰り返し訴えた。伊藤や岩倉ら政府首脳は、侍補らを「君側の奸」とみなして要求をことごとく撥ねつけた。結果として、宮中の政治化を恐れた政府は明治一二年八月、断然侍補職の廃止に踏み切ったのである。[46]

侍補職が廃止され宮中から遠ざけられようとも、佐佐木は少しも怯まなかった。翌一三年三月に東北巡視の旅から帰京した佐佐木は、まもなく元老院副議長に就任した。後述するように、元老院は柳原にとって思い入れのある政治拠点であり、それは佐佐木にとっても同様の意味をもったことはまちがいなかろう。両者がともに重視したのは、天皇や帝室だけではない。元老院もまた、かけがえのない拠り所にほかならなかった。それは尾崎三良ら他の元老院議官についてもあてはまるであろう。彼ら元老院関係者にとって元老院改革は長きにわたる懸案事項であり、悲願でもあった。[47]

元老院は「公議輿論」の府であり、同時に「有司専制批判」の砦でもあった。柳原も佐佐木も、そして他の元老院議官も自ら信ずる理念を掲げて、元老院の権限拡大に力を注いだ。[48] こうした保守派の動向に目を凝らしていたのが伊藤にほかならない。薩長間の対立のみならず、政府中枢においては利害が錯綜していた。何としても国会論の主導権を握りたい伊藤は宮中派＝保守派と妥協すべく佐佐木に接近、関係改善に乗り出した。

伊藤は佐佐木や柳原との交流を通じて、元老院関係者の元老院改革への思い入れを十分に感じ取っていたにちがいない。上述のように、伊藤は憲法調査で訪れた欧州の地で柳原と頻繁に接触し、「第一元老院改革、第二帝室制度、第三大学卒業生徒より官途に使用するの道を開き、僥倖電信の門を防くなし議」といったその改革意欲を現に耳にしていた。[49]

ここで重要なのは、明治一四年政変に際して華族制度の創設や元老院の改革が盛んに議論され、岩倉と伊藤との駆け引きが活発化したことであろう。華族制度と元老院改革は密接に関連していた。依然としてこのとき、宮中は岩倉に占拠されているに等しく、宮中を取り巻く旧華族勢力も岩倉の統制下にあった。伊藤にしてみれば、その頂点に天皇を頂くだけに、岩倉の掌中にある宮中を何としても奪取したかったにちがいない。国会論の主導権を握りたい伊藤にとって、岩倉が財政論のときにみせたように、宮中が政治化することは極力避けたかった。そこで、伊藤は佐佐木ら保守派との提携に活路を見出したのである。確かに佐佐木ら旧侍補グループは過去に敵対勢力であったが、彼らと妥協することは宮中に対する影響力を強める上で有効であったにちがいない。[50]

佐佐木らがめざしていたのは、元老院改革を通じた政府改革であった。伊藤ら政府主流派が内外の批判を受け断行した明治一三年二月の参議諸省卿分離に対して、佐佐木は「其實際施行ニ当ッテ異論紛々トシテ纏リ兼ネタルナリ」と批判を加えていた。[51] 同年から翌一四年にかけて佐佐木が提起した政府改革論の中核をなすのが元老院改革であったことはいうまでもない。佐佐木はそこで、「元老院検視廃止論」や「元老院議官勅選論」、「元老院

議官定員論」など具体的な元老院強化のための改革論を提示した。[52]

明治一四年一月二六日の大木喬任・佐佐木元老院正副議長会談においても、検視廃止のほか、佐佐木は「各参議ヲシテ、元老院ノ副議長又ハ議官ニ転ジテ、行政官ハ大臣・諸省卿ニテ可ナラン、然ラバ、立法官ノ権力モ相立チ、行政・立法相待ツテ、初メテ百事公平ノ政治行ハレ、人心モ漸々安心スベシ」と主張した。[53]

元老院改正章程および議案検視條令により検視制度が設けられると、元老院の内閣下付議案に対する否決権および修正権は制約された。「元老院報告書」によると、明治八年七月から同一三年六月までの内閣下付議案二〇二件のうち約五七パーセントが検視に付されたことになる。[54] これでは立法府たる元老院による行政監察機能は有名無実であり、元老院議官を中心に元老院改革の一環として「元老院検視廃止論」が唱えられるのも当然であろう。

「元老院検視廃止」をめぐり明治一二年三月、伊藤は佐佐木に意見を表明している。伊藤は検視廃止について「僕ハ格別異論ナケレ共、検視ヲ廃止スレバ、天皇陛下ノ不認可ノ條ヲ掲ゲ度、其法律ナケレバ、忽チ差支ヘ起ルベシ」と述べ、原則賛成にとどまっている。このとき伊藤が参議の元老院議官兼務を肯定したことから、佐佐木はその後の中正党運動において、元老院改革の柱として参議の議官兼任論を積極的に展開した。[55]

佐佐木ら保守派の一部を取り込むねらいから伊藤が元老院改革に理解を示し、政府内でもその検討を進めたこともあり、しだいに中正党において元老院議官グループの主導権が強化されていった。天皇の信任厚い旧侍補の佐佐木が元老院副議長として元老院改革論を主張したことがその背景として指摘できよう。[56]

しかし伊藤の元老院改革は政府内で容易に理解を得られず、また佐佐木ら保守派の改革論と完全に一致していたわけではない。一四年一月の熱海会談は何ら実りのないまま終了し、その後唐突に急進的な大隈の意見書が提出され、政府は混乱した。同意見書の内容もさることながら、大隈の抜き打ち的なやり方に「出し抜けに上奏す

るは不都合千万」と憤慨した伊藤は七月二日、辞意を表明した。[57] また、岩倉が井上毅と提携の上で内密に大隈への対抗策を練ったことも、伊藤には大きな打撃であったにちがいない。元老院改革論を含め伊藤の構想は、これにより雲散霧消しかねなかった。

岩倉は伊藤の辞意を黙殺するかのように大胆に動いた。同じくプロシア憲法に準拠した憲法制定を既定路線と考える井上毅は井上馨を使って、書簡により伊藤を説得し元老院改革等の構想を「其機を失するが如し」と放棄させようとした。[58] しかし同書面にみえるように、井上馨が井上毅の急進論に同調したため、伊藤はこれを押しとどめようと井上馨に書簡を宛てた。同書簡において、漸進論者、伊藤は井上馨を説得し何とか大隈意見書問題を終息させ、元老院改革等自らの構想を実現すべく粘りをみせたのである。

それでは何故、伊藤は元老院改革にここまでこだわったのであろうか。かつて坂本氏は「伊藤の元老院改革には、『宮中』への参入の糸口の模索、すなわち『宮中』に対する影響力の増大というより戦略的な意図も存在した」、また「伊藤が考案したのが、国会論と『宮中』への参入の糸口を結びつける政治的工夫、すなわち元老院改革の一環として華族制度改革を実現することだった」と論じたことがある。[59]

前者の言説はまさにその通りであり、これには賛同できる。筆者は、それを伊藤の佐佐木、柳原など元老院関係者を中心とする保守派＝宮中派との妥協、提携として理解する。しかし、後者についてはどうだろうか。いま少し説明を加える必要があろう。明治一三年一二月一四日に提出された伊藤の憲法意見には、「元老院ヲ更張シ元老議官ヲ華士族ニ撰フヲ請フ事」があげられている。しかも伊藤は士族を貴族の一部に位置づけた。伊藤は「今日士族ノ向背ハ已ニ王室ニ純ナラス」と士族の急進化をひどく恐れた。[60] すなわち伊藤の元老院改革論はこうした士族に対する危機感に根ざしていたとみられる。

伊藤は自らが信ずる元老院改革や華族制度改革を前進させるため、岩倉に先立ち井上毅の説得に力を注いだ。

しかしながら、こうした伊藤の説得工作は実を結ばなかった。事態を打開したのは、官有物払い下げ中止と大隈追放である。これにより政府内をまとめるほかないと伊藤は考えた。伊藤は岩倉を説得する前提として、宮中の支持を調達するため佐佐木ら中正党に対し「孰れ大改革せずば、万事行はれまじきに付、只其期を待つのみ」と苦衷を告げ、ひたすら理解を求めたのである。(61)

四、「帝室典則」の修正と柳原の関与

「女統」を容認するなどきわめて斬新な内容を有する「皇室制規」は、著名な「謹具意見」により井上毅の強烈な批判を浴びた。これを受けて、まもなく宮内省は「帝室典則」を起草、提出するに至った。明治一九年六月一〇日、宮内大臣伊藤博文は内大臣三条実美に対し、「皇位ノ継承、丁年、立后、摂政及皇族処分ノ如キハ建国ノ根基、宜ク速ニ憲章を立ツヘキナリ」とし、「右顧問官ノ評議ニ付シ意見上奏可有之候也」との書面を添えている。(62) かかる手順には、どのような伊藤の意図が働いているのだろうか。

伊藤が宮中関係者に一定の政治的配慮を加えたことはまちがいなかろう。かねてより伊藤は宮中のことをよく知悉していた。伊藤は、柳原の背後に佐佐木ら宮中勢力や元老院議官グループが控えていることを十分に承知していた。藩閥政府内においても、岩倉や三条など公家出身者との間には協調と対立の構造が形成され、伊藤は様々な難しい駆け引きを経験してきた。また、前章においてみた侍補グループの天皇親政運動のように宮中勢力も容易に政治化するため、けっして侮れなかった。なぜなら、その背後には天皇が控えていたからにほかならない。(63)

伊藤が皇室制度の立案にあたり、岩倉や三条ら宮中勢力の統率者との橋渡し役を期待したのは柳原前光である。

前光の父は従一位柳原光愛、妹の愛子は明治天皇の側室であった。愛子の生んだ嘉仁親王は後の大正天皇にほかならない。柳原は幕末より国事に携わり、新政府では外務大丞として渡清、日清修好条規の締結にも寄与した。明治一三年五月からおよそ二年半にわたり駐露公使を務め、その間帝室制度の調査、研究にあたったことはすでに述べた通りである。

早くに岩倉と伊藤は柳原の才能に注目し、駐露公使への起用を後押ししていた。元老院幹事の職にあった柳原も、元老院改革や帝室制度の創設に腐心していたとされる[64]。すでに一部抜粋したが、行論の関係上あえて明治一五年八月二〇日に駐露公使の職にあった柳原が露都から親しい佐佐木に宛てた書簡にいま一度ふれてみたい。それには、現地での伊藤とのやり取りが以下のように記されている[65]。

伊藤ニハ毎度墺ニテ面会、頻リニ腹心ヲ布キ、政務等示談有之、昨年内閣変更、其他近事機秘ニ度リ候事迄モ内話致、依テ、本邦景況判然、夢ノ醒タル心地致シ、大慶候、同人ハ頗ル勉励取調ニ従事致居候、国会準備の策中、帝室制度、元老院更張ノ件モ、及詳陳候所、大旨合一、是亦御安心奉願候（中略）蓋シ制度法律ハ器械ニシテ、別ニ行為ノ活機ナケレバ、動モスレバ死物ニ陥リ易シ、殊ニ前途帝憲確定ニ従ヒ、其際、動モスレバ君民権ヲ争フ如キ貌ヲ生シ易ク、政党ノ内閣所謂議院政府トナレバ、帝室ハ虚位ノ如シ、故ニ、此後常ニ帝室ノ仁恩徳義ヲ以テ、一種人民ト親悃スルノ活法無之テハ、平安保シ難ク（以下略）

第二章において述べたように、柳原はかの地で伊藤や岩倉具定らと意見を交換した。上述のように、佐佐木への書簡から柳原は帝室制度の基礎を露国に求め、君民親睦の活機を墺国から学び取ろうとした。岩倉の斡旋もあって帰国後、柳原は伊藤に会い、こうした持論を披瀝する機会を得た。これに対し、伊藤も「成程前途ノ形勢

ヲ考フル時ハ、単ニ帝室尊厳ノ二字ノミニテハ行ハレ難キ故、上下和睦ノ為メ、君民対遇ノ方法活機ヲ考究スルハ、其理アリ」と柳原の意見に賛意を表したとされる。[66]

このように、伊藤、柳原間であるべき帝室制度をめぐり基本的な部分で見解の一致をみた。もちろん早くに柳原の帝室制度構想を理解していたことは、伊藤が後年、柳原を皇室典範起草に起用する大きな要因となったと考えられる。後述するように、三条の配下にあった宮中顧問官らの皇室法起草をめぐる立法能力は思いのほか低く、伊藤の期待を裏切ったことも柳原起用の一因であったとみられる。

ちょうどこの頃に伊藤が三条に提出したのが「宮内省第三稿帝室典則」であり、これに先立ち起草された「宮内省第二稿帝室典則」の修正版ということになる。後者は井上の「謹具意見」を踏まえて「皇室制規」を大幅に修正した草稿であり、その内容は「皇室制規」と大きく異なっていた。女帝制度を一転して否定し、「男統」のみに皇位継承資格を限定した。その上、皇族の庶子にも皇族と同等の待遇を与えたところに特色がある。[67]

「皇室制規」の場合と同様に、「宮内省第二稿帝室典則」がいつ作成されたかは判然としない。早稲田大学図書館所蔵の五味均平旧蔵「帝室典則」を手掛かりに、島善高氏はその初案の作成を「明治十九年二月頃」とみる。[68]すなわち、上述の「宮内省第二稿帝室典則」は六月起草の「第三稿」の提出までに修正が加えられたことになろう。速やかに修正が加えられた背景には、井上が「第二稿」に対しても「帝室典則意見」を提起して、引き続き草稿の完成度を高めるべく尽力したという事実があった。[69]

伊藤が三条に求めた「顧問官ノ評議」はいかに進められたのであろうか。三条はまず尾崎三良、福羽美静、東久世通禧ら側近を自邸に招き、検討の開始を促した。伊藤が六月一〇日に提出した「帝室典則（第三稿）」に対し、その後各顧問官が修正意見を持ち寄る形で評議が進められたとみられる。

このうち東久世は七月五日、「帝室典則修正」を提出したが、それは国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家

文書』の中にみえる。同文書は「明治十九年　帝室典則を大幅に修正せるもの」とされ、第一条は当初「皇位ハ皇太子ニ傳フヘシ」とあったのを「皇位ハ男統世継トシ皇太子ニ傳フ」と修正されている。また、「遺腹ノ皇子ハ皇位ヲ継承スルコト夫皇在世中ノ皇子ニ異ナルコトナシ」と定めた第五条と「庶出ノ皇子皇女ハ降誕ノ後直チニ皇后ノ養子トナス」とした第七条は削除された。[70]

「帝室典則」の修正作業には、当時賞勲局総裁であった柳原も加えられた。坂本氏はこうした柳原の起用について、「伊藤はさらに慎重を期するために『宮中』関係者のイデオローグといった側面をもつ賞勲局総裁柳原前光にも典範の起草を命じた」と述べている。果して坂本氏のいうように、伊藤は「帝室典則」の修正作業に「さらに慎重を期するために」柳原を加えたのであろうか。また柳原が「『宮中』関係者のイデオローグといった側面」を有していたかも検討の余地があろう。[71]

そう考える理由としては、もし「さらに慎重を期するために」伊藤が柳原を動員したのであれば、伊藤は柳原ともっと緊密な連携をとってしかるべきだからである。同様に、もし柳原が「『宮中』関係者のイデオローグといった側面」をもっていたとしたら、三条はたとえ柳原が宮中顧問官でなかったにしても、やはり「帝室典則」の修正についてもっとしっかりと意思疎通を図ったであろう。伊藤と三条のいずれもが柳原への対応は中途半端であった。何故か両人ともに、柳原とは一定の距離を置いていたとみられる。

そうした疑問は次の書簡から生じる。明治一九年七月八日付の三条宛書簡において、柳原は「閣下ハ前光ノ典則修正案ヲ顧問官ニ御内示相成候哉之旨ニ候、右者一同ヘ御見セ相成候哉如何、且伊藤ヘモ御見セニ成候哉、於前光ハ、局外無権ノ者乍ラ、御見セ相成候上ハ其心得有之候故、為念相伺候」と自らが作成、提出した修正案の取り扱いについて三条に説明を求めている。[72] この書簡にみえるように、「前光ノ典則修正案（「帝室法則綱要」―筆者）」が宮中顧問官や伊藤の目にふれるのか否かさえ、柳原は三条から知らされていなかったことになろう。

同様に、「且伊藤ヘモ御見セニ成候哉」との下りから、柳原には伊藤からも十分な情報が入っていなかったことがわかる。

以上から明らかなように、坂本氏の柳原評にはいささか納得しがたいものがある。ここで重要なのは、伊藤・三条間における柳原の位置づけということになろう。「帝室典則」の修正が進行中の一九年七月の時点において、柳原が伊藤、三条いずれの側に近い立場にあったか俄かに断じることは容易ではない。柳原の修正案、「帝室法則綱要」は三条に提出され、その後三条から宮中顧問官らと伊藤の双方に内示された。しかしこの修正案がどのように回覧されたかについてその詳細は明らかでなく、柳原自身も要領を得なかったとみられる。

とまれ島氏も注目したように、東久世や尾崎の日記から、同年六月下旬より翌七月上旬にかけて、三条の側近らと柳原との接触が確認される。[73] 上述の七月八日付三条宛柳原書簡は自らを「局外無権ノ者」と位置づけているものの、『東久世日記』同年六月二四日条には「午後柳原邸行、帝室典則之義相談」とみえ、[74] また『尾崎三良日記』にも、七月一日条に「柳原来ル、帝室典則ニ付談話アリ」と記されている。[75] 柳原の元老院を媒介とした三条側近との連携ぶりがうかがえよう。

柳原はこうした三条の側近らとの親密な関係を通じて「帝室典則」の修正に積極的に参加したにもかかわらず、自身の修正案の取り扱いについて三条から十分な説明を受けていなかった。三条周辺は、元老院などを通じて柳原の博識ぶりに期待を寄せていたが、三条自身は柳原に必ずしも信を置いていなかったとみられる。一方伊藤は、帝室制度をめぐる欧州での柳原との交流を踏まえつつ「帝室法則綱要」に接し、あらためて該博な知識を有する柳原の実力を確信したとみられる。

ここで注意を喚起したいのは、島氏がかの『立法資料全集』で『尾崎三良自叙略伝』から引用している下りである。確かに日記という史料の性格上、時期を特定することには慎重さが求められよう。明らかに、島氏はこれ

を明治一九年の記事として引用しているが、果して同年の出来事と断定してよいであろうか。伊藤が宮中顧問官でもない柳原に皇室法起草の作業への参加を依頼した時期とも関連するだけに、検討を加えておきたい。[76]

原典にもどって引用された段落を確認すると、引用された記事（「……多少其意見に依り修正せられたる所もあり」）の直後には、「本年五月より十二月に至る間に於て、我々に於て意見の纏りたる者を記して伊藤へ送り、多少其意見に依り修正せられたる所もあり」という文が続く。しかしどうしたわけか、島氏はこの一文を省いている。引用された直前の文と同じ段落であり、五行からなるこの段落はこの一文で完結するのにである。引用注をみても、特段の説明はない。[77]

仮にこの引用部分を明治一九年の出来事とすると、伊藤が三条に宮中顧問官による評議を要請したのは同年「六月十日」であり、同自叙伝のいう「本年五月より」と符合しない。同様に、それに続く「十二月に至る間」というのも、島氏自身が『尾崎三良日記』「十二月十二日条」を引いて、「この頃は新たなる皇室法起草の真っ最中」とする理解とも合致しなくなる。[78] 評議期間は開始時期だけでなく、終了時期も一致しないことになろう。しかし悩ましいのは、島氏による引用全体の内容が一九年六月以降の顧問官らによる評議の経過を実によく反映しているからにほかならない。よって、筆者はこれを尾崎の錯誤と解したい。[79]

同自叙伝の当該部分は以下の通りである。

> 此節、皇室典範会なるものあり。是は伊藤より右草案を内々三条公へ内閲に供し、公の意見を聞かんことを求められしに依り、公は之を土方、東久世、柳原、清岡及び予の五人に内示し、之を閲読且つ意見を付する為めに時々三条公の邸に会し、又時としては東久世、柳原の邸に会する事あり。之を典範会と云ふ。本年五月より十二月に至る間に於て意見の纏りたる者を記して伊藤へ送り、多少其意見に依り修正せられたる所もあり。

ここに登場する「皇室典範会」や「典範会」というのは、やはり明治二一年の出来事とみるべきであろう。よって、明治一九年六月から七月頃に修正が検討された「帝室典則」の草案はここでの対象とはなっていないと考えられる。一九年頃に宮中顧問官や三条側近らが検討した草案がほぼ一様に「帝室典則」と呼ばれていたことは、島氏が参考にした上掲の『東久世日記』や『尾崎日記』の記事をみれば一目瞭然といえよう。[80] やはり尾崎は一九年の「帝室典則」の修正と二一年の皇室典範の起草を混同している。

三条側近には柳原ほど帝室制度に精通する者はおらず、伊藤も三条の意向で柳原が修正作業に参加することを十分に予想していたと筆者は考える。同時に、この頃に登場する三条の側近らは宮中顧問官だけでなく、多くは元老院議官であったことに注目したい。しかも彼らは法制度の調査や立法技術に長けていた。

かつて佐佐木らを中心に推進された天皇親政運動はいったん侍補職の廃止により頓挫したが、その後再び佐佐木を中心に中正党の結成に結実していったことは前章に述べたとおりである。元老院には有司専制批判の立場からこうした保守派の動きに同調し、権限の拡張など元老院改革を志向するグループが形成された。佐佐木と親密な関係にある柳原が元老院の要職を歴任し、東久世や尾崎らと親交を深め元老院改革を声高に叫んだとして何ら不思議はなかろう。[81]

上述の通り、尾崎の自叙伝には「又此節、皇室典範のことに付き東久世伯、柳原伯と数々相談会あり。或は同氏の宅に於て、又は予の宅に於てせしこともあり」とあり、やはり柳原はその後、三条の側近らの間で皇室法起草に深くかかわっていたことがわかる。また、彼らは内閣制度の発足に伴い太政大臣から内大臣となった三条の処遇について、「政府の三条公に対する礼遇益々軽薄に成り行き」と強い不満を抱き、元老院の権限拡張など政府改革を熱心に構想していた。[82]

かつて小嶋和司氏は「帝室典則」について、「立案に熱心であったのは伊藤博文ではなく、内大臣三条実美で、

その中心的地位にあった」とし、伊藤宮内大臣の主導とみる稲田正次氏の説を批判した。[83] 明治一九年においては「明治典憲体制」への確かな道程が見通せなかったにしても、小嶋氏がいうように「帝室典則」の立案に対して三条は熱心であっても、伊藤を超えて立案を主導したとみるのはいささか過大評価に過ぎよう。

五、伊藤博文の体制刷新と柳原の起用

翻ってみれば、明治一八年末の内閣制度の創設を踏まえ、伊藤が首相として皇室法立案の中心にあったことはまちがいない。しかも伊藤が同年に制定をみた内閣職権により強力な権限を有する首相となったことを併せ考えるべきであろう。しかし「明治典憲体制」が依然として未確立であったことを考えれば、伊藤は皇室法の独自性を志向する宮中勢力の意向に一定の配慮を示す必要があったとみられる。[84]

内閣職権が制定されるとともに、同年一二月下旬、宮中体制と法制局の整備およびその主要人事が決定した。宮中には、「常侍輔弼シ及宮中顧問官ノ議事ヲ総提ス」る内大臣と「帝室ノ典範儀式ニ係ル事件ニ付諮詢ニ奉対シ意見ヲ具上ス」る宮中顧問官が設けられた。前者には三条が太政大臣から転じ、後者には川村純義、福岡孝弟、佐佐木高行、寺島宗則、副島種臣、佐野常民、山尾庸三、土方久元、元田永孚、西村茂樹が任命された。かかる政治体制の刷新により内閣制度、宮中体制、法制局の体制という三本の支柱が打ち立てられた。すなわち、伊藤を中心とする政治体制も、その両翼をなす三条ら宮中勢力と井上毅ら法制官僚の両勢力との利害調整の上に成立したということができよう。[85]

伊藤は体制を刷新すると、欧州で目の当たりにしたビスマルクの王室対策を念頭に置きつつ、丁寧かつ慎重に宮中勢力との意見調整を進めた。そうした流れの中で、伊藤は「帝室典則」の修正を宮中顧問官らの評議に委ね

たことに留意すべきであろう。その過程において異彩を放ったのが柳原にほかならない。柳原はそうした修正過程に強く関与し、上述の修正試案、「帝室法則綱要」を自ら投じ、伊藤らの注目を集めた。その後も柳原は「帝室法則綱要修正案」、「帝室典則備考」を提出し皇室法に対する高い見識を示し、一段と存在感を増していった。

国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』にみえる「帝室法則綱要」（明治一九年、柳原前光作成）の第一五条、第一六条そして第一七条には「太傳」に関する規定が設けられ、後の「太傳之事」とともに注目された。[86] 「太傳之事」には欧州各国の関係条文が列記されている。たとえばフランスの憲法には、幼帝に「太傳」を設ける場合、「帝母」や先帝の定める皇族のほか、元老院の決定に従い臣下が任命される事例などが紹介されている。ここでも元老院にきわめて重要な事項の決定が委ねられていることに注目したい。また、一八五六年の同国元老院決定書に「先帝ノ皇后其子タル幼帝ノ摂政ニ任セシ時ノ外ハ摂政ノ職ニ任シタル者幼帝ノ太傳ヲ為スノ権ナシ」とみえ、これが「帝室法則綱要」に盛り込まれたことも留意されるべきであろう。[87]

わが国皇室においても古来、様々な慣例や儀式は適宜工夫、創作されてきたが、皇室制度を根本的に規定する成文法は近代まで制定されなかった。そこで、法の近代化をめざす明治政府はこの際、皇位継承や丁年、立后、摂政などをめぐり「建国ノ根基」なる憲章の制定に乗り出したとみられる。立憲制確立への機運が高まる明治一〇年代末、伊藤率いる藩閥政府首脳も本格的な皇室法典の起草をめざしていた。[88]

こうした政府の方針を踏まえて、宮内省に設置された制度取調局は「皇室制規」を大幅に修正し、まもなく「帝室典則」を立案したことになろう。譲位を認めないことを再確認するとともに、養子制度は原則として廃止することとし、皇位継承者の選定に天皇の意思は働かないことが確認された。女帝制度は否認され、男系継承の維持と皇位継承をはじめ様々な面で庶系皇族の優遇が明示されたことはすでに述べた通りである。井上も「謹具意見」に「叡慮次第ニハ、（中略）穏ニ譲位アラセ玉フコト、尤モ美事タルヘシ」と譲位を容認する意見を表明

したが、伊藤は断然これを否認した。[89]

岩倉が鬼籍に入って後も、伊藤は皇室法の立案をめぐり宮中勢力との主導権争いに終始した。よって、「帝室典則」が三条の強い影響下に起草されたことに伊藤が無関心であったとは考えにくい。三条は内大臣就任以降、ますます「帝室典則」の起草に傾注するようになったといわれる。三条が山田顕義に草案を示し親王宣下の必要性や皇后を出す家柄の範囲について意見を求めたことは、その証左といってよかろう。『三条家文書』に「帝室典則」をめぐる多くの修正案が含まれていることは、そのためとみられる。[90]

先述のように、『三条家文書』には「帝室典則修正案」をはじめ多くの「帝室典則」関係文書が含まれている。しかもその多くが柳原の筆になることは注目に値しよう。伊藤が欧州滞在中、柳原と帝室制度をめぐり交流していたことを考えれば、柳原が三条率いる宮中勢力のみならず、伊藤に対しても少なからぬ影響力をもっていたことは否定できない。柳原が三条を通じて宮中勢力に肩入れすることに、伊藤は胸中穏やかではなかったにちがいない。皇室法典の編纂に向け、それほどまでに柳原の存在は大きくなっていた。

柳原は駐露公使であった明治一五年以降、わが国皇室の伝統を踏まえて、議会の動向や内閣の方針に左右されない独立性の高い帝室制度を構想し、岩倉らに入説してきた。一方、伊藤は政府の意向とかけ離れた皇室の自由意思など認めない立場であった。そのため伊藤は、岩倉と同様に三条が「帝室典則」の立案、修正に熱心なことに警戒の目を向けていたとみられる。そこへ柳原の関与が強まっていたのである。[91]

三条や宮中勢力は、伊藤ら政府主流派と根本的に異なる自律性の高い帝室制度を構想していたされる。しかも柳原が宮中勢力と密接な関係にあるとしたら、柳原の関与によって帝室の自律性を求める宮中の理論武装はより一層強化される可能性が高い。これを伊藤は強く警戒したのではないか。とまれ「宮中顧問ノ議ヲ経タル修正案」は提出されたものの、宮中顧問官らの評議の経緯はいま一つ判然としない。しかし、この修正案はついに上

奏されることはなかった。伊藤はあらたに柳原に対し皇室法の起草を命じることになった。[92]

なぜ伊藤が柳原を起草者に選んだのであろうか。これについては、小林宏氏の論考や島氏の解説が参考になろう。[93] 両氏の研究において注目されるのは、明治一九年六月一〇日に三条に提出した「帝室典則」の草案を伊藤が十分なものとは考えていなかったとする指摘である。そのため、伊藤は宮中顧問官らによる修正に期待を寄せていたとされる。

もしそうだとしたら、伊藤による草案の内覧は三条内大臣や宮中顧問官らの意向を汲み、面子を立てるための単なる形式的な打診の類ではなかったということになろう。しかし結果として伊藤の期待は裏切られ、顧問官らによる実質的な修正はなされなかった。よって、「帝室法則綱要」という実質的な修正案を生み出した柳原の存在が際立ったのは当然のなりゆきといえよう。

「帝室典則」を考察する上で看過できない先行業績に、その性格を浮き彫りにした先述の小林論文がある。この論文は、上掲の『三条家文書』に収められた「帝室典則」関係文書のうち柳原の修正案を整理し、伊藤が柳原の立法技術を評価するに至った背景を明らかにしている。[94]

さらに小林氏は、本稿でも着目した明治一九年六月一〇日付三条宛伊藤書簡に緻密な検討を加え、皇室法の立案をめぐる「伊藤の基本的な考え方」を指摘した。筆者が考えるに、それは一種の「二段階論」であり、まず重要事項についての基本的規定を取りあえず定め、後日その詳細を規定し法典化するという「二段階論」であるといえる。第一段階となる基本的規定を定める作業を急ぐのには切迫した理由があった。

古来、皇位の継承は綱渡りの連続であり、当事者はもちろん関係者も薄氷を踏む思いであったことはまちがいない。それは明治の宮廷も同じであった。明治天皇は三人の皇子と五人の皇女を授かったが、多くは夭折し、明宮嘉仁親王と久宮静子内親王があとに残された。[95] 皇統の危機に直面する帝室にとって、先々の皇嗣を確保し非常

事態に対処することは喫緊の課題であった。伊藤が当面、皇位継承や丁年、立后や摂政、皇族の処置に頭を悩ませたのも当然である。

しかし、伊藤はしだいに暫定的な皇室法規に替え、本格的で精巧な皇室法典の立案を企図するようになった。その原因の一つは、宮内省の立法技術に限界があったためである。井上が指摘したように、「宮内省立案第二稿」の重要な箇所に一義的に解釈できない曖昧な条文が判明したのである。その条文が皇位継承に係わる極めて重要な部分であったことは、伊藤らを一様に困惑させずにおかなかった[96]。

同草稿の第二条は、皇子がなく皇孫に皇位を伝える場合、二通りの解釈が可能であった。すなわち、皇長子のない場合は皇次子に皇位を伝え、皇次子を欠く場合は皇長孫に伝えるという解釈と、皇長子なき場合に皇次子の有無にかかわらず皇長孫に伝えるという二通りの解釈である。井上は立案者の意図は後者にあるとみて、修正意見を提出した。これを受け取った伊藤は井上の修正意見を入れ、「宮内省立案第三稿」に反映させた。

三条や伊藤には各方面から「帝室典則」に対する様々な修正意見が寄せられたが、何といっても秀逸であったのは柳原の手になる「帝室法則綱要」である。伊藤らが手にした「帝室典則」の修正案の中でも柳原の「帝室法則綱要」の出来栄えは群を抜いていた。なかでも注目されたのは、「太傅の制」の提案である。柳原は、天皇が未丁年の場合、摂政のみならず、幼帝の保育にあたる「太傅」の設置を提議した。同制度はオランダ、フランス、ロシア、ベルギーなど欧州各国の制度に倣ったもので、後に明治皇室典範にも採用されたことは特筆に値しよう。「帝室法則綱要」の第三章には以下のように、摂政と「太傅」に関する六条からなる条文が立てられている[97]。

第三章　摂政及太傅

第十二条　天皇未丁年又ハ疾病ノ故ニ依リ政務ニ堪ヘサル間ハ摂政一員ヲ置ク

第十三条　摂政ハ皇統最近丁年以上ノ皇族男子ヲ以テ之ニ充テ大政ヲ摂行ス
第十四条　特勅アル時ニ於テハ摂政参議ヲ置ク
第十五条　天皇未丁年ナルヲ以テ摂政ヲ設クル時ハ太傅ヲ置ク
第十六条　太傅ハ幼帝保育ヲ管掌ス
第十七条　太傅ハ摂政及其子孫之ニ任スルコトヲ得ス

ここにみえる「太傅」の制を柳原が本邦に導入したのは、これが初めてであるとされる。とりわけ第一七条は、天皇の側近に「太傅」と摂政を兼任する有力者や一族が誕生することを避けるべく設けられた条文とみられ、明治皇室典範第二八条にそのまま採用された。(98)

このように、柳原は諸外国の帝室制度を熱心に調査し、独自の皇室法案をまとめた。それはもはや「帝室典則」修正の域をはるかに超えていたといえよう。伊藤や井上もこの柳原の草案に強く惹きつけられたことはまちがいない。そこで伊藤は、事実上宮中顧問官らによる修正案を棚上げし、柳原を中心とする皇室法典の編纂を決断した。それと同時に、伊藤は井上と柳原を両輪とする皇室法典編纂の陣容を構想したのである。

六、高輪会議と柳原の元老院改革構想

明治典範の制定過程において重要なメルクマールとなったのは、明治一九年七月頃に柳原が作成、提出した「帝室法則綱要」であったといっても過言ではない。上述のように、伊藤は立憲制の確立をめざして体制を刷新し、太政官制を廃止して内閣制度を創設した。伊藤は翌一九年の秋口、井上毅に命じて憲法制定に乗り出し、ほぼ同時期に井上と柳原を両翼とする本格的な皇室法典起草の陣容を整えた。(99)

前述のように、伊藤は傑出した「帝室法則綱要」を提出した柳原に皇室法の起草を命じた。ここで注目すべきは、同修正案（「帝室典則」修正案）の提出以前から柳原が井上と連携しつつ、三条やその側近で元老院議官の東久世や尾崎らとともに意見交換を継続していたことである。それは『尾崎三良日記』同年七月一日条などからはっきり読みとれる。おそらく柳原は、井上と自分が中心となり皇室法典を編纂する伊藤の構想とほぼ同様の方向性を共有していたにちがいない。

精巧で近代的な皇室法を制定するには、帝室の自律性など同制度の基本理念をめぐる合意の形成と高度の立法技術が強く求められた。伊藤は、かかる諸条件を充足するには、政府を中心に三条ら宮中勢力と井上ら法制官僚との協調体制を構築することが必要と考えた。こうした伊藤の考えに柳原は共鳴し、そこに自らの活躍の場を見出したといえよう。

同年七月八日付三条宛書簡において、柳原は「井上毅ニ面会」云々と井上との皇室法関係書類のやり取りを三条に伝えている。しかも二日後、今度は井上が三条に宛てて「小生意見書柳原殿ヨリ被致伝呈候事奉存候」と書き送っている。こうした一連の動きからは、皇室法起草の陣容に関する伊藤の方向性を柳原、井上、三条らがある程度共有していたとみられる。伊藤や井上も起草の順調な進行のため、三条ら宮中側にこうした方向性を示したとみる方が自然であろう。(100)

さらにもう一つ注目されるのは、「帝室法則綱要」にみえる柳原の冷静沈着な視点である。上述のように、柳原の妹、愛子は明治天皇に嫁し嘉仁親王を儲けていた。柳原にとって皇位継承は他人事ではない。甥、嘉仁親王を皇位につけるためにも、柳原は皇位継承法の行方に無関心でいられたはずがなかろう。にもかかわらず、「綱要」の内容をみてみると、柳原は皇位継承に影響を及ぼしかねない皇室経済についても実に冷静な判断を下している。柳原は皇族の増加に思いを致し、柔軟な臣籍降下の制度を案出した。こうした帝室制度に関する柳原の該

博な知識や卓越した立法技術、そしてその冷静な判断力に伊藤は瞠目したにちがいない。[101]

同年一〇月七日付三条宛柳原書簡によると、三条、柳原ともに多少体調を崩していたらしく時間が経過したが、柳原はその間、首相の伊藤と面談していたことがわかる。柳原は伊藤と「帝室典則」について話したが、「先頃差上候前光改正案ハ、曾テ貴示も致シ候故緘口候」と三条への配慮を忘れなかった。その上で、柳原は「自然他人ヨリ同人ノ耳ニ達シ、万一猜疑ヲ招キ候テハ不安候」として、三条から伊藤へ修正案を送るよう要請した。[102] このように、柳原は宮中、府中など皇室法定立の関係部署に対し最大限の配慮を示したといえよう。

柳原は三条に近い故に、三条は柳原がその後皇室法起草に携わることに納得した、と小林氏は説明する。[103] これに対し、伊藤と井上の距離はどう推し量ったらよいだろうか。筆者は、伊藤・井上の距離と三条・柳原のそれとを同列に語ることはできず、伊藤と井上との間には相応の緊張感があったと考える。「帝室典則」の修正までの経緯をみても明らかなように、「宮内省立案第一稿・皇室制規」は井上の「謹具意見」を反映して内容面に修正が加えられ、「第二稿」も井上の立法技術面の批判を受け、「第三稿」に書き改められた。

こうした修正の経緯をめぐり、小林氏は「帝室典則作成の際にも伊藤は主導権を大きく発揮しているといわざるを得ない」と断じた。[104] しかしながら、こうした経緯から直ちに伊藤の主導性を論じるのは早計であり、修正の方向性が異ならない以上、伊藤は井上の立法技術を尊重したとみるべきであろう。

これはもちろん、伊藤が宮内省を統括する立場から井上の批判を容認したとの見方を否定するものではない。しかし、あくまで宮内卿、宮内大臣、そして制度取調局長官としての職責を果たすことは制度上形式上の問題であり、そこから伊藤が実態面を含めて主導権を発揮したと考えることはできない。むしろ対井上との関係において、伊藤が高度な立法技術を有する井上と妥協した側面を考慮に入れておくべきであろう。

坂本氏も明確に述べているように、欧州での憲法調査はそもそも伊藤が企図したものでもなければ、政府が当

初から伊藤の派遣を想定していたわけでもない。伊藤が欧州での調査結果をさかんに内地に伝えて勉強ぶりを強調していることからも、その間の事情が察せられよう。[105]

すでに言及したように、このとき伊藤は露国駐在の柳原公使と接触し、柳原から欧州の帝室制度について多くを学んだとされる。柳原は伊藤を通じて日本国内の政情を知ると同時に、「国会準備の策中、帝室制度、元老院更張の権も、及詳陳候所、大旨合一」と、伊藤との会見における意見の一致点についても言及している。[106]

ここで留意されるのは、明治一五年という時期には未だ岩倉は存命であり、柳原も帝室制度は華族が中心となって構築されるべきと考えていたことである。現に、柳原は帝室制度を欧化が必至な立憲制とは切り離して扱うべきことを岩倉らに伝えていた。これが「帝室儀制調査局別立論」という構想に発展してゆくことになる。[107] しかし翌年、岩倉は他界し、先にみたように、伊藤による体制刷新に伴い宮中勢力の拠り所であった三条も政権から遠ざけられた。柳原は紙と筆で伊藤と渡り合わねばならなくなったのである。

かくして翌明治二〇年一月中旬、柳原は伊藤の命に従い「皇室法典初稿（柳原初稿）」を提出した。[108] 二一章全一九二条からなる厖大な草案であった。その後、柳原は伊藤の留守中、当時宮内省図書頭であった井上とともに修正作業を鋭意進め、同年三月一四日にいわゆる「皇室法典再稿（柳原再稿）」を完成した。[109]

「柳原再稿」の起草作業には、元老院議官の尾崎らが柳原を通じ関与していたとみられる。『尾崎日記』二月一一日条には、不首尾ながらも「午後柳原、佐々木、山尾（庸三）等ヲ訪、不遇。井上毅来ル、囲碁。柳原ヨリ書面来ル」とみえ、同月一五日条には「三浦同車ニテ柳原ニ至ル。但シ兼約ニ依ル。皇室法典相談会アリ」と記されている。柳原がいわば元老院関係者らを動員して皇室法典の編纂に注力していたことがわかろう。[110]

後述のように、この「柳原再稿」が完成すると、この年三月二〇日に伊藤の高輪別邸でいわゆる高輪会議が開催される。その直前の三月四日、柳原は伊藤に書簡を宛て元老院改革が帝室の「安全」につながるとの重要な意

見を開陳した。そこで柳原は「元老院改正案」を起草し、伊藤に提出した。第三章で述べたように、かねてより柳原は帝室制度の構築と元老院改革の関係を重視し、これらを同時に推進しようと考えていた。柳原は同書簡においてその理由を以下のように説明している。(11)

陳は先頃拝談之節内啓候元老院改正案別紙起草候間供尊覧候。（中略）故に国会開設前に早く立法上院を強くし朝野の信憑を得せしむるは、深く帝室将来の安全ヲ奉護し建国の体を保つ所以にして乞厚慮。（中略）帝室法を欽定せられ、皇族成年の間、親王、諸王の待遇、歳俸等可被定事是又要用也。方今は皇族成年の制だも不立と存候（各国十八、魯国十五と考へ候）。但是は摂政人選法及其会議構成にも照応候と愚考候。

明治八年元老院創設後年を逐て人選実権陵夷し、当今其極に達し、議長は参議の腐敗者、議官は老朽官吏の巣窟たる如き感を生せり。露国の賢相スタイン曰く、諮問の会は空論無用の府にして誹嘲軽蔑を受くるのみと、信哉。今にして改革せされは益無用視するに至らん。（中略）元来元老院の権限組織は憲法の要点故、欽定元老院憲法御発行当然と奉存候。但之を起創するは局外非分者の為すへき事に無之候故相憚り、態と如何別紙官制章程の名を用ひ置き候。

柳原はここで伊藤に対し明白に、「国会開設前に早く立法上院強くし朝野の信憑を得せしむるは、深く帝室将来の安全を奉護し建国の体を保つ所以」とし、帝室の「安全」のためにも上院の強化を求めた。柳原が伊藤に「厚慮」を要請したのは、すなわち元老院の改革である。それまでも柳原は繰り返し元老院の強化を唱えてきた。柳原は帝室制度の安定化を目的に掲げることにより、「上院」たる元老院の改革を一気に推進しようとした。柳原にとって、皇室法典の起草はまさに年来の宿願ともいうべき元老院改革の好機でもあった。

同年二月上旬、井上は早くも「皇室憲典」を作成し柳原に回覧している。柳原もある種使命感にも似た心境で草稿作成に臨んだにちがいない。井上についても同様に、「柳原初稿」の修正、ロエスレルへの度重なる質疑、

伊藤宛の一六件にわたる「皇室典憲ニ付疑題乞裁定件々」などからその勤勉ぶりが読みとれる。かつて山下重一氏はこうした井上の修正過程を詳細に検討し、井上が伊藤の意向を尊重して自らの考えを渋々曲げ、「皇室典範」と「皇族条例」を二つに分割した経緯を明示した。(112)

同年一月二四日付伊藤宛井上書簡に「柳原伯ヨリ來廿六日対話ノ約申來候」とみえ、「柳原再稿」に向けた井上と柳原との接触の様子がかいまみえる。柳原の「皇室法典初稿」が大部なものとなったのは、「皇室典範」と「皇族条例」を一体化したからにほかならない。これに対し、井上は二月二六日付の伊藤宛書簡において「皇室ノ件ハ、台命ノ旨ニ依リ、皇室典範ト皇族条例トノ両部ニ分チ起草致、試ミニ奉呈覧候、右両用ニ分チ候事ハ、各国ニハ例ナキ事ト相見エ候へ共、簡繁各々其所ヲ得ル為ニ最良法ト奉存候」と記したように、「台命」に従い「両部」に分け、「皇室典範」をいわば不動の法令、「皇族条例」を適宜改正すべき法令に位置づけた。おそらく伊藤は、皇族令を皇室典範から切り離すことで、その時々の皇族のあり方が帝室制度本体に影響を及ぼすことを避けようとしたにちがいない。(113)

井上は疑義ある点はロエスレルと十分に協議を重ね、柳原も井上の修正案を入手し自邸に渡辺洪基、三浦安、大給恒、花房直三郎らを招いて綿密な検討を加えた。また協議には、土方や西園寺も参画したとされる。柳原と井上の両人が緊密に連携しながら、互いに独自色を出すべく筋を通そうとしたことは、伊藤が期待した完成度の高い草案を得る上で理想的な関係になったといえよう。(114)

井上や柳原らの修正内容においてとりわけ注目されるのは、次の二点である。一つは「柳原初稿」の第一条、「大日本国皇位ハ恭シク天祖ノ大詔ニ則リ其皇統之ニ当ルコト天壌ト与ニ窮リナシ」の部分である。井上はこれを憲法に譲り草案からの削除を求めたが、柳原は聞き入れなかったため、この下りは「柳原再稿」の初条に再び登場することになった。いま一つは天皇の譲位規定である。「柳原初稿」には譲位の規定が盛り込まれていたが、

こちらの方は井上も譲位を容認する立場であったことから、譲位規定は生きながらえた。しかしその後、伊藤は天皇の譲位を認めず、結果として譲位の規定は草案から削除されることになった。

「柳原再稿」の提出を受けて、伊藤は明治二〇年三月二〇日、高輪会議を開催した。明治二〇年三月一四日付伊藤宛柳原書簡には、伊藤の意向を迎えて分割された「皇室典範」と「皇族条例」がこの日に提出されたことが記されている。[115] 同会議には、井上、柳原に加え伊東巳代治が出席した。会議における伊藤、柳原、井上らの熱心な論議については、「皇室典範・皇族令草案談話要録」に詳しい。[116]「皇室典範」の審議に入るに先立ち、まず柳原から伊藤に対して皇室法をめぐる基本事項に関して質疑が行われた。柳原は伊藤に対し、かねてより懸案となっていた「皇室典範」と「皇族法」の「区別」をめぐる是非について質した。

伊藤は以下のように答えている。すでにその要旨は述べたが、さらに伊藤の「王室法」に対する考え方を確認しておきたい。[117]

> 欧州ニテハ必ス皇室典範ト皇族法ヲ分タズ之ヲ一ノ王室法トス。蓋シ欧州ト雖モ往時未タ憲法学ノ進歩セサルノ日ニ在テハ、実ニ之ヲ分別スルヲ得サリシナラン。今之ヲ区別セントスルハ更ニ一歩ヲ進メタルノ考案ナリ。均シク王室法ト称スルモ其中ニハ天地ト与ニ無窮ニ伝テ動スヘカラサルモノアリ。又時ニ随ヒ多少ノ変更ヲ免レサルモノアリ。然ルニ之ヲ一ノ王室法ニ混同スルハ不可ナリ。

伊藤の真意は上述したように、「王室法」を不変的な「皇室典範」と可変的な「皇族法」に「分別」することで、皇族に関する動きが「皇室典範」に及ぶことを回避し、帝室制度の安定性を確保しようとしたと考えられる。欧州王室法が「皇室典範」と「皇族法」の分立から統合の歴史を辿ったことを知りつつ、わが国「皇室典範」をあえて不磨の大典化することを示唆したとみてよかろう。[118]

こうした伊藤の帝室に関する基本的な考え方は、帝室を政治から遮断することと不即不離の関係にあった。高輪会議では、「皇室典範」の「発表手続」についても、以下のような議論が交わされている。(119)

柳原　此法令ハ何等ノ手続ニ依リ発表セラルヘキカ、又内閣総理大臣副署セラルヘキカ

大臣　詔勅副署ノコトハ宰相ノ責任論ノ因由スルモノナレハ、最モ考案ヲ費ササルヘカラス。此意ヨリ推ストキハ、内大臣宮内大臣共ニ副署スルモ可ナリ

柳原　君主ハ王室ノ家長トシテ其家法ヲ定ムルニハ、敢テ宰相ノ輔翼ヲ要セストノ「ロエスレル」氏ノ説アルヤニ聞ケリ、果シテ如何ヤ

大臣　一モ副署ナキモ亦不可ナキカ如シ

井上　王室法ト雖モ他ノ法律ト同シク官報ニ掲載シテ初メテ有効ナルモノナレハ、内閣総理大臣副署スル方可ナラン「ロエスレル」氏ノ意モ別ニ異ナラサルヘシ

大臣　若シ総理大臣ヲシテ副署セシムルコトトセバ、上諭ニノミ之ヲ為サシムヘシ、素ヨリ総理大臣ノ副署スルコトアルモ、之ヲ以テ政治上ニ関スルモノトシテ議院ノ議スルノ理ナカルヘシ

このように、「皇室典範」の「発表手続」はきわめて微妙な側面を有し、かなりデリケートな案件であった。それは帝室の政治からの独立性のみならず、天皇の政治への関与とも深く結びついていたからにほかならない。柳原の「君主ハ王室ノ家長トシテ其家法ヲ定ムルニハ、敢テ宰相ノ輔翼ヲ要セス」とするロエスレルの学説を引いた質疑は、重大な意味合いをもっていた。すなわち、柳原は「王室ノ家長」たる天皇が「家法」である「皇室典範」の制定権を有するのは当然と考えたのである。天皇が家長権に基づき皇族を統制（「監督」）することによって、はじめて天皇・皇室の自律性が保たれる。それにより、政治からの独立性を確保しうる。柳原はロエス

レルに導かれながら、「皇室典範」の制定に「敢テ宰相ノ輔翼ヲ要セス」との考えを示したのであろう。

「皇室典範」は結局、憲法とは大きく異なり、発布されないことに決した。伊藤にしても、天皇の「皇室典範」制定権は認めざるをえなかった。ただ伊藤としては、総理大臣の副署があるからといって、直ちに「皇室典範」を議会の審議に委ねることだけは何としても避けたかった。もしも井上の発言のように、「王室法」も官報に掲載することではじめて効力を発するということになれば、帝室の政治からの独立性を保持することは難しくなったであろう。

伊藤は皇位継承の順位を変える際にも、元老院に対してではなく皇族らを中心とした会議体への「諮詢」を想定し、極力帝室と政治との関係を断つことに配慮した。かかる「諮詢」についても、柳原は元老院改革を念頭に、「皇嗣精神又ハ身体ノ不治ノ重患又ハ重大ノ事故アルトキ、継承ノ順序ヲ換フル為ニ要スヘキ諮詢ノ方法ハ、各個人ニ就テスルカ又ハ会議ニ於テスルカヲ知ラスト雖モ、寧ロ是等ノ煩雑ヲ避ケ各国ノ事例ニ倣ヒ上院即チ元老院ニ之ヲ下問セラルルヲ便トス」と持論を述べた。柳原は「天皇ハ王室ノ家長」との立場から、柔軟な選択肢を考慮した。これに対し、伊藤は帝室と「政治上ノ組織」を峻別する考えから、「元老院ニ諮詢スルカ如キハ事理ニ当ラズ」と応じた。そして伊藤は、皇位継承について元老院に「諮詢」することは「王室ト政治上ノ分界ヲ混一スルニ至ラン」と明言した[120]。

果して皇位継承順位の変更をめぐっては、伊東巳代治がロエスレルに尋問の上、成年皇族や宮内大臣、司法大臣に貴族を代表する貴族会長をもって「皇室会議」を組織し審議に臨むことを提議し、この案が最終的に採用された。井上の提案もあって、高輪会議では柳原案をたたき台として審議が進められた。しかし譲位の規定や皇族令の論点についても、柳原の案がすんなりと採用されたわけではない。

譲位の規定について若干、付言しておこう。「柳原再稿」の第一二条には「天皇ハ終身大位ニ当ル、但シ精神

又ハ身体ニ於テ不治ノ重患アル時ハ元老院ニ諮詢シ、皇位継承ノ順序ニ依リ其位ヲ譲ルコトヲ得」とあったが、伊藤は削除すべしとの考えを示した。譲位の否認にほかならない。伊藤は高輪会議において、「一タヒ践祚シ玉ヒタル以上ハ随意ニ其位ヲ遜シ玉フノ理ナシ」とし、精神や身体に不治の重患ある場合は摂政の設置を主張した[121]。伊藤はまるで天皇・皇室の独立性だけでなく、その自律性すら認めていないかの如くである。坂本氏は、これを「伊藤は皇室を政治からのみ分離しようとしたのではない。また、可能なかぎり天皇の個人的な意思からも分離しようとした」と断じる[122]。

「柳原再稿」第一三条には「皇嗣精神又ハ身体ニ於テ不治ノ重患アルカ若クハ重大ノ事故アル時ハ、元老院ニ諮詢シ継承ノ順序ヲ換フルコトヲ得」と規定された。高輪会議においては、本条についても「元老院ニ諮詢シ」の七字を削除し「皇族貴族及内閣ニ諮詢（二字を草案に基づいて修正―筆者）」と加えられた。ここでも元老院の権限拡張をねらった柳原の意向は退けられたのである[123]。

このように、帝室制度の「安全」を期して元老院改革を進めようとした柳原の構想は日の目を見なかった。坂本氏は、伊藤が元老院改革を重視した「政治的狙い」について、「『宮中』への参入の糸口の模索、すなわち『宮中』に対する影響力の増大」に求めた[124]。こうした見方は、もちろん明治一四年の段階の話ということになろう。しかしこれが高輪会議の頃になると、柳原のめざした元老院改革の構想は総理となった伊藤の強大な政治権力の前に呆気なく潰えたのである。

七、おわりに

明治一〇年代における侍補グループの天皇親政運動や中正党の運動で指導的な役割を果したのは、いうまでも

なく佐佐木高行である。佐佐木は侍補や元老院議官として、宮中や元老院の保守派を牽引した。元老院議官であった柳原前光は早くに佐佐木の知遇を得た。その後、駐露公使となった柳原は、赴任先から佐佐木に宛てて頻繁に書簡を送っている。明治一二年頃の佐佐木宛の書簡には、柳原がロシアで調査した帝室制度に関する書類が多く添えられていた。同じ頃、柳原は岩倉具視にも書簡を宛て、やはりロシアの帝室制度に関する調査書類を同封の上、日本における帝室制度構築の必要性を説いた。このように、柳原は皇室法を起草し帝室制度を確立するべく構想を温めており、率先して保守派の間で触媒としての役割を果そうとしていたことがわかる。

柳原は明治一五年になると、憲法調査のため渡欧してきた伊藤らと接触し、日本の帝室制度を構想する場合には「基礎制度」はロシアに範を採り、「仁愛君民親睦ノ活機」はオーストリアに学ぶべきことを進言したとみられる。「古制の良」を尊重する岩倉の意向を迎えた柳原はロシア駐在中、ロシア帝領省次官プールゴルドとの会見に臨んだ。そのときの記録は、国立国会図書館憲政資料室所蔵『長崎省吾関係文書』に「魯國帝領制度問答略記」として残されている。この会見を通じ、柳原は「帝領」が国有地でないなど帝室の高い独立性を認識するに至った。

また同じ頃、井田譲駐墺公使の下にあった渡邊廉吉の評伝、『渡邊廉吉傳』から、伊藤とシュタイン教授との交流や伊藤の随員として渡欧した岩倉具定と柳原とのやり取りが知られる。ここからも、柳原がオーストリアの帝室制度を如何に重視していたかがわかる。同国では、帝室に対する民衆の支持が重要とされており、柳原はそれこそが「天皇親政」に必須な要素と考えるに至った。

佐佐木宛の書簡において、柳原は渡欧中の伊藤と面談した際、帝室制度と同時に元老院改革にも言及したことにふれている。「天皇親政」のための帝室制度の構築や元老院改革の必要性など、柳原と佐佐木は多くの点で見解の一致をみた。政府内部における主導権争いを制するため、伊藤は宮中勢力を背景にもつ公家出身の岩倉や三

条と渡り合わねばならなかった。宮中勢力がけっして侮れないのは、その深奥に天皇が控えているからにほかならない。

そうしたとき、柳原や佐佐木ら元老院議官グループとの提携は事態を有利に導く重要なカードであった。中正党の結成以降、佐佐木ら保守派は、それまでにも増して政府改革の切り札として元老院改革を声高に叫ぶようになった。これを千載一遇の好機ととらえた伊藤は、元老院改革に理解を示しつつ柳原ら保守派に接近していったのである。

しかし伊藤も三条もともに、柳原との距離を測りかねていた。明治一九年七月八日付三条宛柳原書簡は、それを如実に物語っている。かつて坂本氏は「帝室典則」の修正作業に柳原が加わったことについて、「伊藤はさらに慎重を期するために『宮中』関係者のイデオローグといった側面をもつ賞勲局総裁柳原前光にも典範の起草を命じた」と述べたことがある。同書簡から読み取れるように、もし伊藤が「慎重を期するために」柳原を帝室法の起草作業に加えたというなら、伊藤はもっと柳原と緊密な連携をとってしかるべきであろう。同様に、もし柳原が「『宮中』関係者のイデオローグといった側面」を有するとしたら、三条はやはりもっと柳原と十分な意思疎通を図ったにちがいない。

伊藤は宮中顧問官らの修正案をはるかに超える「帝室法則綱要」に接し、柳原を皇室典範の本格的な起草作業に起用することを決断した。伊藤は柳原の法的思考力、立法技術、そして冷静な判断力を高く評価した。柳原を放置することは、三条らを利するだけであった。

かくして明治二〇年三月二〇日、高輪会議が開催された。「皇室典範」の「発表手続」をめぐっては、帝室の政治からの独立性に大きくかかわってくるだけに、議論は紛糾した。伊藤は帝室の政治からの独立性を最優先し、「家法」を理由に「皇室典範」の発布を見送った。これにより、同法は不磨の大典化の道を歩むことになったの

である。柳原が提案した「譲位」や「皇嗣の重患」による皇位継承を元老院に「諮詢」する案も、伊藤により退けられた。こうすることで、伊藤は天皇と皇室の政治からの独立性を確保するとともに、皇室内部における天皇の自律性を保持しようとしたのである。

このように、高輪会議において、帝室制度の「安全」を期して元老院改革を推進しようという柳原の構想は葬り去られた。柳原や佐佐木ら保守派がめざした元老院改革構想は、体制刷新後、最高権力者となった伊藤により巧みに利用されただけで、何ら日の目をみることはなかったといえよう。

（1）憲法に先立ち帝室法を起草しようとする岩倉具視らとは別に、伊藤博文は制度取調局を設置し寺島宗則、井上毅や伊東巳代治らを集め、立憲制の一部として帝室法制を確立する方針を打ち出した。同局における調査、立案を踏まえて明治一九年前後に起草されたのが、「宮内省立案第一稿皇室制規」、「謹具意見」、「宮内省立案第二稿帝室典則」、「帝室典則意見」の四点である（『梧陰文庫影印前史』等）。

（2）国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』三九には、柳原前光の筆になるとみられる「帝室典則修正案」、「皇室法典初稿」、「帝室典則備考」が含まれている。

（3）小林宏・島善高編著『日本立法資料全集一六　明治皇室典範（上）』一九九六年、信山社出版、六三頁以下。

（4）『三条家文書』三九―七、三九―八。第三章、第一二条から第一七条には、とりわけ注目された「摂政」、「摂政参議」、「太傅」に関する規定が設けられた。「帝室法則綱要」の位置づけについては、小林・島前掲書、六七頁～六八頁。

（5）拙著『女帝誕生―皇位継承の危機』二〇〇三年、新潮社、一三八頁以下。

（6）御廚貴「大久保没後体制―統治機構改革と財政転換―」『年報・近代日本研究―三』一九八一年、二六三頁以下。元老院の限界と検視制度については、立法過程をトータルにみる視野が求められる。この点をめぐる研究状況は、久保田哲『元老院の研究』二〇一四年、慶應義塾大学出版会、一頁～一四頁を参照。

（7）小林宏『日本における立法と法解釈の史的研究』第三巻、「第四　皇位継承をめぐる井上毅の書簡について」、一〇六頁～一一四頁。小林氏がここで明らかにしたように、伊藤は「帝室典則」に対する修正案としてその原案二条を修正し論点を明確化し、「直系子孫相承の原則」を打ち出した井上の優秀さを理解したとみられる。それは、この頃相次いで提出された副島種臣案や宮中顧問官らの案と比較して、井上の修正案が明らかに抜きん出ていたからにほかならない。

（8）伊東巳代治「皇室典範・皇族令草案談話要録」（『梧陰文庫影印本史』、四八八頁）。元老院への諮詢にこだわる柳原に対し、『要録』で伊藤は「元老院ハ政治上ノ組織ニ成ル一個ノ集合体ナレバ、勢ヒ政治界ノ風潮ニ随ヒ、貴族ノミヲ以テ永遠ニ構成スルコトヲ得ズ」と反対した。

（9）「佐佐木高行日記」については、公刊分は『保古飛呂比』を、未公刊分は宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵文書を参照。

（10）『保古飛呂比』八、二七六頁。

（11）小林・島前掲書、一六頁以下。

（12）『保古飛呂比』八、一四二頁。

（13）『保古飛呂比』一一、二四八頁～二五二頁。

（14）長井純市「柳原前光と明治国家形成」福地惇・佐佐木隆『明治日本の政治家群像』一九九三年、吉川弘文館、一九六頁。長井論文からは、人間柳原をも視野に入れつつその柔軟な考え方を理解することができる。柳原は岩倉、三条ら公家出身者や佐佐木ら保守派についても、半面自己の理解者、協力者と捉えながら、現状を踏まえ厳しい批判を加えている。柳原はそうした柔軟で冷静な思考から、民権派のすぐれた主張を取り入れ、「天皇親政」のあるべき姿を描き出した。かかる柳原の広く柔軟な考え方が、佐佐木や伊藤らの一定の支持を得る大きな要因になっていると筆者は考える。

（15）『保古飛呂比』一一、二四九頁。

（16）『岩倉具視関係文書』七、一五八頁～一六〇頁。

（17）明治一五年八月一八日付岩倉宛柳原書簡、『岩倉公実記』下、九七一頁～九七四頁。岩倉が帝室財産（皇室経済）

を重視していたのは、そうした財政基盤こそが帝室の独立性を維持する上で必須と考えたからにちがいない。柳原も岩倉と同様の考えを共有し、帝室財産制度を確立するべくロシアで精力的な調査を進めたことは後述の通りである。

(18) 『岩倉公実記』下、九七四頁～九七五頁。

(19) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『長崎省吾関係文書』。

(20) 同右文書。

(21) 川田敬一『近代日本の国家形成と皇室財産』二〇〇一年、原書房、三七頁以下。

(22) 『保古飛呂比』一一、三五六頁～三五九頁。

(23) 『渡邊廉吉傳』一九三四年、大洋社、四七頁～五五頁。

(24) 同右書、五三頁～五四頁。

(25) 同右書、五四頁～五五頁。

(26) 早稲田大学図書館所蔵『大隈重信文書』、「偵察覚書」。

(27) 拙著『明治国家と官僚制』一九九一年、芦書房、一一四頁～一一五頁。佐佐木の宮中入りの背景には、未だ若年の天皇に対する君徳輔導と薩長藩閥政府への批判をそれぞれ掲げる二大勢力の存在があったことを確認しておきたい。侍補職就任後まもなく佐佐木が率先して取り組んだ大久保宮内卿構想は、そうした佐佐木への期待に応えようとする試みであったことはまちがいなかろう。

(28) 長井前掲論文、一八八頁～一八九頁。

(29) 前掲拙著『明治国家と官僚制』、一五二頁以下。

(30) 『保古飛呂比』七、一九四頁。佐佐木の郷里、土佐での行動の詳細については、拙著『天皇親政』一九九五年、中央公論社、一一八頁以下を参照。

(31) 前掲拙著『天皇親政』、八七頁以下、『明治国家と官僚制』、一二七頁以下参照。

(32) 『伊藤博文関係文書』三、塙書房、一九七五年、七七頁。

(33) 拙稿「大久保政権の成立をめぐる一考察」『法学研究』第七四巻第六号、参照。

(34) 『子爵谷干城傳』一九三五年、冨山房、三五三頁。この年に誕生した皇子女は夭折しており、大火など同年は天

皇にとって精神的ダメージの大きい年であった。

(35) 前掲拙著『天皇親政』、一〇四頁～一〇五頁。

(36) 『元田永孚文書』第一巻、元田文書研究会、一九六九年、一二三頁～一二四頁。

(37) 同右文書（第一巻）、一六八頁。

(38) 『保古飛呂比』八、七八頁～七九頁。ただし、伊藤は依然として大久保政権まではあくまで長州派の頭目である木戸の代理という立場にあり、これが伊藤の本心と考えるのはいささか早計にすぎよう。政府の首班たる大久保への追従とみるべきであろう。

(39) 同右書（八）、七七頁。

(40) 前掲拙著『天皇親政』、一二九頁、遠矢浩規『利通暗殺』一九八六年、行人社、参照。

(41) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』。

(42) 『保古飛呂比』八、七九頁。

(43) 『元田永孚文書』第一巻、一六九頁。

(44) 『明治聖上と臣高行』一九七〇年、原書房、四一〇頁～四一一頁。

(45) 東京都立大学（現首都大学東京）図書館所蔵『土方久元日記』、『保古飛呂比』八、八〇頁。

(46) 前掲拙著『明治国家と官僚制』、一二四頁～一三二頁。佐佐木の主導による侍補らの電撃的な行動にまず業を煮やしたのは岩倉である。大臣を頭越しした侍補らによる緊急上奏に衝撃をうけた岩倉は、直ちに伊藤に対し「根本政府に対し懸念不少」と書き送った（『伊藤博文関係文書』三、七八頁）。これを機に、岩倉は侍補グループを危険視し、その動きを封じ込めるべく根回しを進めた。このとき侍補職廃止に向けて事態が大きく動いたのは、その底辺において岩倉と伊藤が一致して対応したことが大きい。

(47) 久保田前掲書、一〇七頁以下。

(48) 前掲拙著『天皇親政』第二章および第五章、参照。

(49) 明治一五年七月三〇日付伊達宗城宛柳原書簡からも十分に読み取れよう。長井前掲論文でも、岩倉の勧めによる伊藤、柳原間の意見交換としてとり上げられている。

(50) 『保古飛呂比』九、三七四頁。
(51) 同右書（九）、八五頁。
(52) 同右書（九）、一三二頁～四〇七頁。同書（十）、二頁～一九頁。
(53) 同右書（十）、五八頁～六三頁。
(54) 国立公文書館所蔵『元老院日誌』第四巻、一九八二年、三一書房、稲田正次『明治憲法成立史』上巻、一九六〇年、有斐閣、三三七頁以下。
(55) 『保古飛呂比』十、一〇四頁、一八一頁。
(56) 前掲拙著『明治国家と官僚制』、一五二頁以下、大日方純夫「一八八一年の政変をめぐる中正派の軌跡」『日本史研究』二〇五号、二頁以下、参照。佐佐木が中央政界を離れた間に、政府内では財政論をめぐる対立がしだいに先鋭化していった。土方から情報を得た佐佐木は直ちに上京し、岩倉や伊藤らと面談の上、宮中に根回しし「米納不可」の宸断を出させた。これは、まさに佐佐木に対する天皇の厚い信任の賜物といえよう（『明治天皇紀』五、一七八頁以下）。
(57) 稲田前掲書、四九七頁。
(58) 明治一四年七月二七日付伊藤宛井上馨書簡、『伊藤博文関係文書』一、一六四頁～一六五頁。
(59) 坂本前掲書、四三頁～四四頁。
(60) 『伊藤博文伝』中巻、一九二頁以下。
(61) 『保古飛呂比』十、四二九頁～四三二頁。
(62) 小林・島前掲書、六三頁。
(63) 前掲拙著『明治国家と官僚制』、一二二頁以下。同『天皇親政』、一三〇頁以下参照。「宮中の政治化」は伊藤にとっても脅威であったにちがいない。岩倉にしても、佐佐木にしても、政府（府中）に何ら断りなく天皇に接触し、勅裁を得るからである。
(64) 長井前掲論文、一七一頁～二〇五頁。
(65) 『保古飛呂比』一一、二四八頁以下。

(66) 同右書、二五〇頁。
(67) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』三九―三。
(68) 小林・島前掲書、六〇頁。
(69) 小嶋和司「帝室典則について―明治皇室典範制定初期史の研究―」柳瀬良幹博士東北大学記念『行政行為と憲法』一九七二年、有斐閣、三七三頁以下。
(70) 『三条家文書』三九―六。
(71) 坂本前掲書、一七七頁。
(72) 『三条家文書』（書簡の部）三五三―二七。
(73) 小林・島前掲書、六四頁～六五頁。
(74) 『東久世通禧日記』、明治一九年六月二四日条。
(75) 『尾崎三良日記』中巻、一九九一年、中央公論社、二七頁。以上のように詳細に諸史料をみてくると、柳原の位置づけはかなり微妙であるといわねばならない。伊藤との距離も、三条との関係も、一概に断じることは難しい。皇室法起草に関する意見交換も、尾崎ら元老院関係者と密接であったというにとどめるべきであろう。一方、伊藤も柳原との距離を決めかねていたというのが実情ではなかっただろうか。
(76) 小林・島前掲書、六四頁～六五頁。
(77) 同書、六九頁。
(78) 『尾崎三良日記』中巻、七三頁。
(79) 『尾崎三良自叙略伝』中巻、一九七七年、中央公論社、一七四頁。
(80) 小林・島前掲書、六四頁。
(81) 前掲拙著『天皇親政』、一六八頁以下。
(82) 同右書、一三九頁。
(83) 小嶋前掲論文、四四八頁、四六九頁。
(84) 小嶋和司憲法論集、第一巻（『明治典憲体制の成立』）一九八八年、木鐸社、一七一頁以下、参照。

(85) 明治一八年太政官達六八号、拙著『女帝誕生』二〇〇三年、新潮社、一二二頁以下。
(86) 『三条家文書』三九―七・八、三九―一三。
(87) 同右文書、三九―三。
(88) 小嶋前掲論文、四四〇頁。
(89) 小林・島前掲書、三四七頁～三五四頁。
(90) 『三条家文書』、小嶋前掲論文、四四七頁～四四八頁。
(91) 『三条家文書』にみえる「帝室典則関係文書」の執筆者は特定されていないが、やはり「帝室典則」の修正にかかわった柳原と考えた方がわかりやすい。内務省案の内容を深刻に受け止めた柳原が真剣に修正を試みたとみるべきであろう。前掲拙著『女帝誕生』、一三二頁～一三四頁。
(92) 小林・島前掲書、六七頁。
(93) 小林宏「明治皇室典範制定史の一考察」『國學院法学』第二十三巻第二号、小林・島前掲書、六七頁～六八頁。
(94) 小林前掲論文、一三頁～一九頁。
(95) 拙著『明治天皇』二〇〇六年、中央公論新社、一九二頁～一九七頁。
(96) こうした経緯から、伊藤が宮内省や宮中顧問官に不信を抱いたのは当然であろう。
(97) 小林・島前掲書、三六七頁。
(98) 小林前掲論文、一九頁～二〇頁。
(99) 小嶋前掲書、二六頁～二七頁。
(100) 『三条家文書』（書簡の部）、三五三―二七、『井上毅傳』第四、四三九頁。
(101) 小林・島前掲書、三六六頁～三六七頁。
(102) 『三条家文書』（書簡の部）三五三―二。
(103) 小林前掲論文、二七頁。
(104) 同右論文、二二頁～二三頁。
(105) 坂本前掲書、八九頁～一〇四頁。

(106) 明治一五年八月二〇日付佐佐木宛柳原書簡、『保古飛呂比』一一、二四八頁～二五二頁。
(107) 『岩倉公実記』下、九七四頁～九七五頁。
(108) 『三条家文書』三九―一〇。
(109) 小嶋前掲書、一七二頁。
(110) 『尾崎三良日記』中巻、九〇頁～九一頁。
(111) 明治二〇年三月四日付伊藤宛柳原書簡、『伊藤博文関係文書』八、六三頁～六四頁。
(112) 山下重一「資料、明治皇室典範起草に関する資料二点―柳原前光初稿・第三稿に対する井上毅の修正と意見―」『國學院法学』第二巻第三号、六四頁～六八頁。
(113) 『伊藤博文関係文書』一、一〇一頁～一〇三頁。
(114) 『井上毅傳』第五、二三五頁。
(115) 『伊藤博文関係文書』八、六四頁。
(116) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『伊東巳代治関係文書』。
(117) 小林・島前掲書、四四七頁～四四八頁。
(118) 伊藤は、選挙法を憲法に含めないという比喩を用いて、わかりやすく説明しようとした。
(119) 『伊東巳代治関係文書』、小林・島前掲書、四四八頁。
(120) 小林・島前掲書、四四八頁～四四九頁。
(121) 同右書、四五三頁。
(122) 坂本前掲書、一八〇頁～一八一頁。
(123) 小林・島前掲書、四五三頁。
(124) 坂本前掲書、四三頁。